

足跡追及競技の部

(下線部変更)

作業実施要綱

指導手は、犬を脚側停座させ審査員に申告する。その後、指示された場所に待機又は指示によりスタート地点（原臭布前）に停座させる。指導手は停座させている犬に原臭布を嗅がせてから1声視符にて犬に作業を開始させる。指導手はスタート地点にとどまり、犬が遺留品を発見しポイント姿勢（停座・伏臥・立止）を示したら、審査員の指示により指導手は犬のもとへ行き遺留品を取得し審査員に提示する。指導手は遺留品のあった地点から1声視符にて作業を開始させ、指導手はその位置にとどまる。犬が再度遺留品を発見しポイント姿勢（停座・伏臥・立止）を示したら、審査員の指示により指導手は犬のもとへ行き、遺留品を取得し審査員に提示する。最終遺留品の場合は作業終了とし、指導手は紐を付け競技終了となる。

* タイム測定は、犬をスタートさせてから最終遺留品ポイントまでとする。

作業実施詳細

- 1 印跡者は、臭気を付着させた原臭布を所定の位置に置き、スタート地点を十分印跡をしてから出発する。
- 2 コース構成は、全長約200歩以上～全長約350歩以内とし、遺留品はコース上に1個から2個で最終地点1個とする。決勝戦のみダミー遺留品を置き、印跡後の時間を空けることもある。
- 3 スタート地点及びコースは、直線・鈍角・鋭角・不規則な曲線などで構成され、歩度を変える場合もある。
- 4 作業タイムは、おおむね「1秒・1歩」にて設定する。
- 5 点数配分は、スタート及びコース、遺留品を含め合計100点とする。スタート地点5点・遺留品1個につき5点で設定する。
- 6 遺留品は、布・皮・木片・合成樹脂・紙製品等の中から選び、印跡者の臭気を付着したものとす。
- 7 スタート地点から第1屈折手前又は直線約20歩までは再スタートを可とするが、審査員が指示をする。
- 8 審査員の指示で再スタートは、1回までとする。
- 9 犬が追及作業を中断した場合は、指導手の任意で2回まで再出発の1声視符を命じることができる。
- 10 スタート地点及び中間遺留品地点からのスタート時に、指導手が大きな動作で明らかに進行方向の誘導をした場合は減点
例（指導手が腕を大きく進行方向を示す・指導手の体が進行方向に大きく傾くなど。）
- 11 30秒ルールは作業中、何回でも可とする。
- 12 指導手が犬の追及作業中に「声視符・体符」などの誘導行為は作業中止
- 13 遺留品に対するポイント姿勢は、遺留品から約1犬身は減点なし（犬を遺留品位置まで移動させ、遺留品を提示後スタートさせる。）。
- 14 犬がポイント姿勢から約1犬身の移動は減点なし。
- 15 犬がポイント姿勢のとき約1犬身以内での指導手の声視符は減点なし。
- 16 犬が遺留品ポイント後、約10犬身以上移動した場合は中止
- 17 最終遺留品ポイントを通過し約5m以上離れた場合は中止
- 18 犬が作業中に遺留品の正規の箇所以外でポイント姿勢（停座・伏臥・立止）し、指導手が2回目的一声視符を命じるが犬が作業開始せず約30秒経過した後、審査員と指導手が確認し、大会で使用している遺留品があった場合は、新たなコースで作業をする。その他の遺留品又は遺留品がない場合は作業中止
- 19 指導手が、犬をスタートさせる前に「印跡上にピンが倒れる。」、「第三者の進入」、「動物の進入」などで、公平な審査に支障がでるときは、新たなコースで作業ができる。
- 20 犬をスタートさせた後でも、公平な審査に支障がでられるときは、新たなコースで作業

- ができる。
- 21 「新たなコース」は、審査員、指導手及び要員と打合せをして準備する。
 - 22 紐を外すのは、待機場所又はスタート地点とする。
 - 23 犬が追及作業時に過剰に地面に接する長い首輪等の使用は禁止
 - 24 外した紐は、肩に掛ける。紐の長さは、約1.2m前後のものとする（ポケットに入れる、及び腰に巻くことは禁止とするが、やむを得ない場合は、審査員が預かる。）。
 - 25 正常に肩に掛けることができない、及び肩に掛けても引きずるような長い紐は使用禁止
 - 26 手袋の使用は可
 - 27 ダミー遺留品が設定されている場合、印跡者は、ダミー設置にあたり必ずピンセット又は鉗子を使用する。又、指導手のピンセット又は鉗子等の使用を認める。
 - 28 指導手が犬に虐待行為をした場合は、失格
 - 29 競技会当日、強制首輪（スパイク首輪等）を装着していた場合は、失格
 - 30 競技中に犬が審査員、要員及び係員などに攻撃的動作をした場合は、失格
 - 31 「28・29・30」失格項目に該当した犬は、以降の競技会に出場禁止になる場合がある。

順位決定戦（決勝戦・準決勝戦）

- 1 各班より上位得点犬を複数頭選出し、準決勝戦を行なう場合がある。
- 2 準決勝戦、決勝戦においては、2名以上の審査員がそれぞれ採点し、その平均点によって順位付を行う。
- 3 準決勝戦のコース構成は、科目構成1と同程度とし、印跡後スタートする。
- 4 決勝戦は、アスファルト歩数を含めない、全長240歩前後の追及コースとし、アスファルト道路を含むことがある。印跡後スタートし、途中で歩幅、歩く速度を変えた印跡とする場合がある。
- 5 上位3頭以内に同点があった場合は、複数の審査員により、順位が決定するまで競技を行う。